

**居宅介護支援
重要事項説明書（兼契約書別紙）**

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	一般社団法人 福祉ソーシャルワークバンク		
主たる事務所の所在地	〒211-0014 神奈川県川崎市中原区田尻町29-1 ライオンズプラザ平間駅前206		
代表者（職名・氏名）	代表理事 諸星 有恒		
設立年月日	平成28年2月25日		
電話番号	044-387-6708	FAX番号	044-387-3695

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	さいわい福祉ケアマネジメントセンター		
サービスの種類	居宅介護支援		
事業所の所在地	〒211-0014 神奈川県川崎市中原区田尻町29-1 ライオンズプラザ平間駅前206		
電話番号	044-387-6708	FAX番号	044-387-3695
指定年月日・事業所番号	令和4年5月1日指定		1475102032
管理者の氏名	色部 恭子		
通常の事業の実施地域	川崎市川崎区、幸区、中原区、高津区、宮前区、多摩区 麻生区、横浜市鶴見区		

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

アセスメント	利用者宅を訪問し、利用者の心身状況や生活環境などを把握し、課題を分析します。
サービス調整	居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、利用者様とその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。 指定居宅介護支援及び指定居宅サービス事業者等についての相談・苦情窓口となり、適切に対処します
ケアプランの作成	介護サービス等を利用するためのケアプランを作成します。 必要に応じて、利用者様と事業者との双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。
サービス担当者会議	介護サービス事業者等が集まり、ケアプランの内容等について話し合います。
モニタリング	少なくとも月に1回（オンラインモニタリングの場合は2か月に1回）、ケアマネジャーが利用者宅に訪問し、本人の心身の状態やケアプランの内容について確認します。
給付管理	ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合に提出します。
要介護認定の申請にかかる援助	利用者の要介護認定の更新申請や状態変化に伴う区分変更申請を円滑に行える等支援します。利用者が希望する場合、要介護認定の申請を代行します。
介護保険施設等の紹介	利用者が介護保険施設等への入所を希望した場合や自宅での生活が困難になった場合、利用者に介護保険施設等に関する情報を提供します。

※オンラインモニタリングについて

実施にあたり、

①利用者の同意を得ること

②サービス担当者会議などで、主治医、サービス事業者などから以下の合意が得られていること

- ・利用者の状態が安定していること（主治医の所見なども踏まえ、頻繁なプラン変更が想定されないなど）
- ・利用者がテレビ電話装置などを介して意思表示できること（家族のサポートがある場合も含む）
- ・テレビ電話装置などを活用したモニタリングでは収集できない情報は、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること

の要件を満たすほか、通信機材やインターネット環境などは、各ご家庭で準備していただく必要があります。

【居宅サービス計画作成の支援について】

当事業所では以下の事項を介護支援専門員等に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ② 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画 の原案を作成します。
- ③ 居宅サービス計画の原案に位置づけた居宅介護支援等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料について利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- ④ 当該地域における指定居宅介護支援事業者等に関するサービスの内容、当該事業所をケアプランに位置付けた理由の説明、利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者に複数の事業所の紹介を求めることが可能である旨の説明を行い、サービスの選択を求めます。なお、当事業所が作成し居宅サービス計画の総数における訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、及び福祉用具貸与の利用割合、訪問介護等のサービスが同一事業所によって提供された割合等についての説明を行います。（別紙2 参照）
- ⑤ 利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て意見を求めた主治医等に対してケアプランを交付します。訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状況等について、介護支援専門員から主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。
- ⑥ 居宅介護支援の提供の開始に当たり、利用者等に対して、入院時に担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼します。
- ⑦ 介護支援専門員は障害福祉制度の相談支援専門員との密な連携を促進するため、特定相談支援事業所との 連携に努めます。
- ⑧ 通常のケアプランよりかけ離れた回数の訪問介護（生活援助中心型）を位置付ける場合には、市町村にケアプランを届け出て地域ケア会議の開催等により、届け出されたケアプランの適正検証を行います。
- ⑨ その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月30日から1月3日）及びお盆（8月13日から8月15日）を除きます。
営業時間	午前9時から午後6時まで ただし、利用者の希望に応じて、24時間対応可能な体制を整えるものとします。

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	員 数		
	常勤	非常勤	計
管理者（主任介護支援専門員と兼務）	1人	－	1人
主任介護支援専門員	5人	－	5人
介護支援専門員	8人	－	8人
事務職	－	3人	3人

7. 利用料

（１）介護保険給付対象サービス（別紙１参照）

指定居宅介護支援を提供した際の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用者様の自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により法定代理受領できない場合は、一旦、１ヵ月当たりの料金をお支払いいただきます。その場合、事業者は指定居宅介護支援提供証明書を発行いたしますので、後日、所在市町村窓口にて指定居宅介護支援提供証明書を提出しますと払い戻しを受けることができます。

（２）交通費（介護保険給付外サービス）

前記２のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

通常の事業の実施地域を超えて行う居宅介護支援を提供する際は、その交通費の実費を徴収します。なお、自動車・原付２輪車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収します。
○事業の実施地域を超えた場合、距離にかかわらず１か月５００円

（３）支払い方法

料金が発生する場合、１か月ごとに計算し、ご請求をいたしますので、翌月末までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。お支払い方法は、ご契約の際に決めさせていただきます。

上記（２）の場合も、同様とさせていただきます。

8. 事故発生時の対応

指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者様のご家族様、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

9. 担当の介護支援専門員

利用者様を担当する介護支援専門員は、次のとおりです。ご不明な点やご要望などがありましたら、何でもお申し出ください。

氏 名：_____

連絡先（電話番号）：_____

10. 虐待の防止及び身体拘束等の適正化について

（１）利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施するなど必要な措置を講じます。

（２）利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとします。

11. ハラスメントの防止について

（１）事業者は、適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置をします。

（２）利用者、ご家族または身元保証人等からの事業所やサービス従事者、その他関係者に対して故意に暴力や暴言等の法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合は、サービスのご利用を一時中止及び契約を廃止させていただく場合があります。

12. 感染症や災害への対応について

- （１）感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- （２）従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- （３）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13. 苦情相談窓口

- （１）当事業所が設置する苦情相談窓口は、次のとおりです。当事業所が提供した指定居宅介護支援に関する苦情だけでなく、当事業所が作成した居宅サービス計画に位置付けたサービスに関する苦情も、遠慮なくお申し出ください。

事業所相談窓口	電話番号 044-387-6708 担 当 諸星 有恒
---------	--------------------------------

(2) 上記に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	川崎区役所 高齢・障害課	電話番号 044-201-3080
	幸区役所 高齢・障害課	電話番号 044-556-6619
	中原区役所 高齢・障害課	電話番号 044-744-3217
	高津区役所 高齢・障害課	電話番号 044-861-3255
	宮前区役所 高齢・障害課	電話番号 044-856-3238
	多摩区役所 高齢・障害課	電話番号 044-935-3266
	麻生区役所 高齢・障害課	電話番号 044-965-5146
	鶴見区役所 高齢・障害支援課	電話番号 045-510-1770
	神奈川県国民保険団体連合会 介護苦情相談課	電話番号 0570-022110 (苦情専用) または 045-329-3447

14. 損害賠償

当事業所において、事業所の責任により生じた損害については、事業所は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

15. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 介護支援専門員に贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (2) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又はサービス事業所の担当者へご連絡ください。

【重要事項説明書署名欄】

業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

上記説明を証するため、本書2通を作成し、利用者が署名または記名・押印の上、利用者と事業所がそれぞれ1通ずつ保有します。

2026 年 月 日

事 業 者 住 所 神奈川県川崎市中原区田尻町 29-1

ライオンズプラザ平間駅前 206

事業所 さいわい福祉ケアマネジメントセンター

説明者 _____

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利 用 者 住 所 川崎市 _____

氏 名 _____

署名代行者（又は法定代理人）

住 所 _____

氏 名 _____

本人との続柄 _____

(別紙 1)

(1) 居宅介護支援費及び利用料金

種類	内容	要介護度	単位数	料金 (地域加算 11.12 円)
居 宅 介 護 支 援 費 (I)	居宅介護支援費 (i) 担当件数：45 件未満	要介護 1・2	1086 単位	12,076 円
		要介護 3・4・5	1411 単位	15,690 円
	居宅介護支援費 (ii) 担当件数：45～60 件未満	要介護 1・2	544 単位	6,049 円
		要介護 3・4・5	704 単位	7,828 円
	居宅介護支援費 (iii) 担当件数：60 件以上	要介護 1・2	326 単位	3,625 円
		要介護 3・4・5	422 単位	4,693 円
居 宅 介 護 支 援 費 (II)	居宅介護支援費 (i) 担当件数：1～50 件未満	要介護 1・2	1086 単位	12,076 円
		要介護 3・4・5	1411 単位	15,690 円
	居宅介護支援費 (ii) 担当件数：50～60 件未満	要介護 1・2	544 単位	6,049 円
		要介護 3・4・5	704 単位	7,828 円
	居宅介護支援費 (iii) 担当件数：60 件以上	要介護 1・2	326 単位	3,625 円
		要介護 3・4・5	422 単位	4,693 円

(2) 居宅介護支援費 (加算・減算)

介護職員等処遇改善加算	生産性向上や協働化に係る取り組みを行っている場合	所定単位数の 21/1000 を算定
同一建物減算 (対象者のみ)	同一敷地内建物等以外の建物で、1 月あたり 20 人以上の利用者が居住する集合住宅等に居住する利用者にサービスを提供している場合	基本単位数の 95/100 を算定
特定事業集中減算	正当な理由なく特定の事業所に 80%以上集中している場合 (指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与)	基本単位数より 200 単位減算
運営基準減算	適正な居宅介護支援が提供できていない場合※	基本単位数の 50%に減算
	運営基準減算が 2 月以上継続している場合※	算定なし
	感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合	所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算
	虐待の発生又はその再発を防止するための措置 (虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること) が講じられていない場合	所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算

(3) 特定事業所加算

算定要件			○		
		加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ
		519 単位	421 単位	323 単位	114 単位
1	専ら指定居宅介護支援提供にあたる常勤の主任介護支援専門員を配置していること	2 名以上	1 名以上	1 名以上	1 名以上
2	専ら指定居宅介護支援提供にあたる常勤の介護支援専門員を配置していること	3 名以上	3 名以上	2 名以上	常勤 1 名以上 非常勤 1 名以上
3	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達事項等を目的とした会議を定期的を開催すること	○			
4	24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	○			○ (連携可)
5	算定日が属する月の利用者総数のうち要介護 3～要介護 5 である者が 100 分の 40 以上であること	○	×		
6	介護支援専門員に対し計画的に研修を実施していること	○			○ (連携可)
7	地域包括支援センターから支援困難な事例を紹介された場合においても居宅介護支援を提供していること	○			
8	家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること	○			
9	居宅介護支援にかかる特定事業所集中減算の適応を受けていないこと	○			
10	指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が介護支援専門員 1 人当たり 45 名未満（居宅介護支援（Ⅱ）を算定している場合は 50 名未満）であること	○			
11	介護支援専門員実務研修における科目等に協力または協力体制を確保していること	○			○ (連携可)
12	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等実施していること	○			○ (連携可)
13	必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるように計画を作成していること	○			

(4) 加算

加算項目	内容	単位数	料金 (地域加算 11. 12 円)	該当
初回加算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	300 単位	3,336 円	○
特定事業所医療連携加算	・前々年度の 3 月から前年度の 2 月迄の間、退院退所加算の算定に係る病院等と連携の回数の合計が 35 回以上であること ・前々年度の 3 月から前年度の 2 月迄の間においてターミナルケアマネジメント加算を 15 回以上算定している ・事特定事業所加算 (Ⅰ) (Ⅱ) (Ⅲ) のいずれかを算定している事	125 単位	1,390	×
通院時情報連携加算	利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者 1 人につき 1 月に 1 回を限度として所定単位数を加算する	50 単位	556 円	○
入院時情報連携加算 (Ⅰ)	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること ※ 入院日以前の情報提供を含む ※ 営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む	250 単位	2,780 円	○
入院時情報連携加算 (Ⅱ)	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること ※ 営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して 3 日目が営業日でない場合は、その翌日を含む	200 単位	2,224 円	○

イ) 退院・退所加算 (I) イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により一回受けていること	450 単位	5,004 円	○
ロ) 退院・退所加算 (I) ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより一回受けていること	600 単位	6,672 円	○
ハ) 退院・退所加算 (II) イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により二回受けていること	600 単位	6,672 円	○
二) 退院・退所加算 (II) ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を二回受けており、うち一回はカンファレンスによること	750 単位	8,340 円	○
ホ) 退院・退所加算 (III)	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を三回以上受けており、うち一回はカンファレンスによること	900 単位	10,008 円	○
ターミナルケアマネジメント加算	自宅で最期を迎えたいと考えている方の意向を尊重する観点から、人生の最終段階における利用者の意向を適切に把握することを要件とした上で、当該加算の対象となる疾患を末期の悪性腫瘍に限定しないこととし、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した者を対象とする	400 単位	4,448 円	○
緊急時居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	200 単位	2,224 円	○
中山間地域等に居住する者へのサービス体制加算	運営規定によって定められている「通常の事業の実施地域」を越えて「中山間地域等」に居住する利用者に対してサービスを提供する際に算定	5%		×

(別紙2)

ケアマネジメントの公正中立性の確保

- ① 前6か月に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護および福祉用具貸与の各サービスの利用割合
- ② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護及び福祉用具の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合（上位3位まで）

期間（6か月）	2025 年 9 月 1 日～ 2026 年 2 月 28 日
上記期間における居宅サービス計画の総数	3400 件

サービス	計画数	割合	割合が高い事業所（上位3位）	各事業所の計画数	各事業所の割合
訪問介護	1711 件	50.32%	太陽ケアセンター	488 件	28.52%
			ケアステーションきらら川崎小倉	87 件	5.08%
			ケアステーション きらら鶴見訪問介護事業所	81 件	4.73%
通所介護	1317 件	34.74%	デイサービスアライブ	67 件	5.09%
			デイサービスふれあい	59 件	4.48%
			デイサービス南さいわい	56 件	4.25%
地域密着型通所介護	114 件	19.50%	ぱんだ	71 件	10.99%
			リハてらす宿河原	61 件	9.44%
			すてきな介護 ハートすてっき・ネオ	54 件	8.36%
福祉用具貸与	2844 件	83.65%	サクラサービス幸営業所	588 件	19.62%
			太陽ケアセンター	473 件	16.63%
			メディケアセンター川崎	417 件	14.66%